

一切ヲ御任セタル唯會社ノ面目ト私(前田)ノ願ヲ潰サ、
 ル様ト、希望カアツタソコテ此ノ間願ハ會社トシテテナ
 ク私個人トシテ御相談スルノテアルカラ此ノ莫ヲ該解ノ
 ナイ様ニ願ヒタイノ告辭狀ノ取リ下ケト解雇問題^{取替件}取替件テ
 ハ諸君ノ意見ヲ聞カナクテハナヌカ私ノ業トシテ
 告辭狀ヲ取リ下ケテ再採用ヲ為ス條件トシテ
 一 高橋涉君カラ前田謙卓主任ニ謝罪狀ヲ送スコト
 一 菅野増田ノ正副支取長ヲ辭任セシムルコト
 一 菅野増田及高橋涉君ノ連署ヲ以テ營業所長宛謝罪狀
 フ裡出スルコト
 一 提案ヲ為シ外ニ良イ案カアルハ兼リ度イト述ヘタルニ
 渡辺貫他ヨリ昨日會社ト約束ケ違フト會社側ノ意向ヲ否
 定シタルヲ以テ竹重課長ハ告辭、有急ヲ故マシテモヨ
 イ再採用ノ時期ニ件ヲ相談シタリト述ヘタルニ代表等ハ

ニ移リ中正會並ニ主張シタルカ會社具ヲ拒否シ折衝、結
 果

現業員會員タル故ヲ以テ差別待遇ヲ為サ、ル事
 、字句ヲ賞書中ニ挿入スル事トシテ妥協依リ第六項目ハ
 會社側ノ考慮スルコトニ組合側之ヲ認め第二項五項ヲ一
 括シ爭議費用トシテ

金六百圓也

ヲ要求シタルカ會社側ニ在リテハ爭議費用トシテ、ナク
 爭議料兼本部ニ對シ包金トシテ

金四百圓也

ヲ文給スルト述、タルニ組合側六百円ヲ固持シタル結果
 幸長課長ノ私取ヨリ一百円ヲ増額スル事トシ金五百円ヲ
 即時支給シ左記賞書ニ依リ同五時円満解決ス